

# 性的な同意と強制

江口聡（京都女子大学）\*

2010/9/19

京都生命倫理研究会

## 1 経緯

1. (江口, 2006) では問題視されることの多い「性的モノ化」は、全体的な同意という文脈の上でなら道徳的に許容されるだろうという見通しを示した（つもり）。研究会では「インフォームドコンセントとれてりゃ OK なんちゃうか」と発言してみたりした。この時点では「双方に同意があればなんでも OK」という性的リバタリアン (Ericsson, 1980; Primoratz, 1999, など) に魅力を感じるものの、なんか不安は感じていた。
2. 2008 年 6 月の研究会 (江口, 2008) で、性交渉への同意はいろいろな倫理的課題を含んでいることを指摘した（つもり）だが、そのまま放っておいた。今年とりあえずポルノの問題からひっぱりだてて売買春における性的自己決定の問題を扱った (江口, 2010) を書いてみて、レイプや性的商品化にまつわる「同意」の問題はやっぱりかなり奥が深いことに気づいた。実践的にも気になることが多い。

## 2 売買春と性的自己決定

1. 風俗嬢は性的奴隷か？セックスワークは自己決定権を放棄するので認めることができない？
2. 若尾 (2004) は売買春の合法性・倫理性を考える上で、セックスワークが労働だとしたら、それは雇用労働なのか自営業なのか、という問いが重要であると考えた。そして、もしセックスワークが雇用労働だとしたら、雇用者から業務命令として特定の相手とセックスすることを命じられるということになり、性的自由に反することになると主張する。

もし売買春労働を雇用関係であるとするならば、雇用者は労働者にたいし「性交・性交類似行為」を客にたいし行うことを要求することになる。すなわち売買春者に、性行為における自己決定、どの人といかなる性行為を取り結ぶのかについて、雇用者の指揮・命令に従うことを要請するものとなる。それは、労働者である売買春者の性的自己決定権を、あらかじめ雇用者である性業者にたいし、放棄することを意味する。はたして、性的自己決定権は、そのような一括の放棄を認めるものなのか。(若尾, 2004, pp.359-360)
3. 若尾の言う「性的自己決定権」は譲渡不可能な権利であり、それを放棄することはもともとの性的自由を放棄することになるので認められない。

性的自己決定権が契約によって放棄させられることは、当人の性的自由の侵害となり、性的服従を強いられることを意味する。・・・性的自己決定権は、あらかじめ契約によって放棄することのできない、人間の基本的

---

\* eguchi@kyoto-wu.ac.jp

な権利である。・・・女性の自己決定権は、譲り渡すことのできない権利として保障されなければならない。  
若尾 (2004, p.361)

4. しかしこの議論は、Feinberg (1978) の議論を参照すれば、権利を「放棄すること」と「請求を控えること」の区別をしそこなっているように思われる。
5. たしかにいったん契約を結んだのちにはその契約に完全に拘束され、その後無期限にそれを撤回することができない場合にはそれは自由を「放棄」したことになる。
6. 「売春契約は無期限の契約ではないだろう。少なくとも1時間、2時間と時間を限ったもののはずである。しかしさらにそうだとした場合、それは時間を限定して自由を放棄している——つまり、時間限定の奴隷契約を結んでいる——だろうか？おそらく問題は、その契約を途中で放棄することができるかどうかであるように思われる。もし売春契約を結んだ当事者が、途中でその行為をやめれば体罰を受けたり、巨額の違約金をとられたりすることになるのなら、それは奴隷契約の一種であり、そうした自由を放棄する契約は無効だと主張するのは理にかなっている。しかし売春契約を結んだとしても、いつでも契約を破棄することができるのであれば——もちろん契約金は返金しなければならないかもしれないが——、それは自己決定の権利を請求するのを控えているだけであると言える。それは奴隷契約とは呼べないし、自由を放棄していると言う必要もない。」と書いてみた。

### 3 しかし「同意」はもっと難しい

1. というわけで風俗嬢が自己決定権を放棄していると考えする必要はないようだが、それでも売買春は広い意味で「性的強制」だ、という見解は根強いものがあって気になる\*1。
2. 他にも性的な局面では特になにか道徳的に有効な「同意」を構成するのかといった難しい問題がある。
3. 「ノーはノーを意味する」は当然\*2。
4. 問題は「イエスがノーを意味する」場合があるかもしれないこと。どんな「イエス」が本当の「イエス」かの判断基準はどうなってるのか。
5. デートレイプ。「土下座されて断りきれずにやられた」
6. 少年少女(と)のセックス。青少年保護育成条例、淫行条例。
7. 酔っ払いセックス。刑法 178 条 2 項「女子の心神喪失若しくは抗拒不能に乗じ、又は心神を喪失させ、若しくは抗拒不能にさせて、姦淫した者は、前条(強姦罪)の例による。」しかし酔っ払ってセックスする人々が多い。
8. セクハラ。大学教員と大学院生とか。同意はしていてもなんか搾取的？
9. 性的な局面ではどの程度の欺きや嘘が許されるか？
10. 同意は明示的でなければならないか？(Soble, 1997; Kittay, 1997)
11. 有効な性的同意とか、正当な性の自己決定とか考えてみる必要があるそう。  
Wertheimer (1996a,b, 2003); Miller and Wertheimer (2010b) がおもしろい仕事をしているのでこれをネタに考える。

\*1 また一部のラジカルフェミニストたちは「男性優位社会ではすべてのセックスが強制である」といったことを主張することもある

\*2 「ボルノグラフィは女性のノーをノーと理解することを妨げる」という問題については江口(2007)で議論した

## 4 「インフォームドコンセント」の従来モデル

1. 同意がなかったら不法行為・不正な行為になる行為も同意があれば法的・道徳的に許容されることになると考えられている。
2. 有効な同意には (1) 同意能力、(2) 自発性、(3) 情報の開示と理解の三つの条件が必要とされる。ピーチャムなどが典型。
3. こういう従来インフォームドコンセントのモデルをミラーとワートハイマーは「錠前と鍵／自律的認可モデル」lock-and-key/autonomous authorization model と呼んでいる。
4. しかしこのモデルで道徳的に有効な同意全般を考えるのはなかなか難しいかもしれない。我々の同意能力や情報や知識は常に不完全であるし、それでも道徳的に有効な同意は行なえているように見える。
5. 情報集め判断するにもコストがかかるので、それを放棄したいと願う人もいる。たとえば下の Trust は情報を理解していないので従来モデルではうまく扱えないかもしれない。
6. 性的関係についてはもっと複雑。
7. 性的関係においては情報は医療ほど重要ではない。なにをするかはだいたいわかっている。
8. Infatuated Patient は従来モデルでは有効な同意を与えているように見えるが、搾取的に感じられる。
9. 日常的にはある程度の欺きも不道徳であるとはみなされないことが多い。(下の Single は微妙だが、身体的魅力や性的能力などについてはあるていどの欺きは許容されている?)
10. 同意能力についても自動車の運転や経済的契約よりも若い段階で認める傾向がある。
11. 下の Inhibitions のようにある程度の判断力の低下も許容する傾向にある。
12. むしろ判断力が低下したり不合理になったりすることこそ恋愛やエロチックなものの魅力であり、さらには称賛さえされているかもしれない。
13. 明示的な同意が同意の目的自体を破壊してしまう場合がある。セックスの同意を常に明示しなければならぬとなればどうなる? ex. アンティオク大学の「性暴力防止ポリシー」。  
「同意とは、特定の性的行動に参加することを自発的に口頭によって合意することである。以下に要点をあげる。
  - 性的活動を行なう前に、その時々常に同意が得られなければならない。
  - 参加者はみな性的活動を明確かつ正確に理解していなければならない。
  - 性的活動を開始しようとする者は、同意を求める責任を負う。
  - 性的活動を要求されたものは、口頭での返答をなす責任を負う。
  - 性的活動の新しいレベルごとに同意が必要である。(後略)
14. 同意しているから OK だと言いたくないケースも多い。自殺幫助、少女と中年男のセックスなど。  
**Trust** 医者 A は B に乳ガンの手術が必要だと告げた。A が選択肢を説明しようとする、B は「私は先生を信頼しています。ベストだとお考えのことをしてください」と言った。  
**Infatuated Patient** B はかかりつけの精神科医 A に夢中になっている。B は A にセックスしないかともちかけ、A は受け入れた。  
**Single** A と B は夜間学校で出会い、何度かデートした。B は結婚している男とはセックスしないと明言していた。結婚しているかとたずねられたとき、A は自分は独身だと嘘をついた。  
**Inhibitions** A と B は何度かデートしていた。B はまだセックスする勇気がないと伝えていた。あるデートで、A はあまり考えずにパーティーで酒をたくさん飲んだ。A がセックスしないかと提案すると、B はいつもよりずっと抑圧を感じずに、「なんでも最初の時はあるわよね!」と言った。

## 5 強制？

**Pure Force** A と仲間は B の腕と脚をベッドにしぼりつけ、A は B が「やめて」と叫ぶにもかかわらず性交した。

**Anesthesia** 歯科医の A は、B が麻酔で意識を失っているあいだに性交した。

**Debt** B に 500 ドル借金している A は、「セックスしてくれたらお金を返すよ。そうでなきゃ、チャオ！」と言った。

**Abandonment** A と B は A の車で人里離れたところへドライブしていた。A が迫ると B は抵抗した。A は、「セックスさせてくれなきゃここで置いてくぞ」と言った。

**Tickle** A は B がくすぐったがりなことを知っている。A はセックスしてくれなければくすぐるぞと言った。

**Plea Bargaining** 検察官 A は、「軽い犯罪として 1 年の刑を認める。さもなければもっと重い罪で起訴するぞ。そうしたら 5 年は刑務所で暮らすことになるぞ」と言った。B は受け入れたが、のちに合意を強制されたと訴えた。

**The Opportunistic Samaritan** 通りすがりの A は、B のカントリークラブで B が助けを呼んでいるのに気づいた。A は B が 1 万ドル払えば助けてあげると提案した。B はその提案を受け入れたが、あとで脅迫であるとして支払いを拒否した。

**Indecent Proposal** 金持ちの A は、B に、「一晩つきあってくれたら 100 万円あげるよ」と言った。

**Lecherous Millionaire** B の子供が高額の医療費がかかる治療が必要になっている。A は B に、1 年のあいだ週に 2 回セックスしてくれたら医療費を払うと申し出た。

**Dating** A と B は何度もデートしているが、まだセックスはしていない。A は B に、「そろそろセックスさせてくれなければもうデートするのはやめようと思う。今日セックスするかデートやめるか、だ」と言った。

**Escape** B は終身刑を受けている。刑務官の A は、セックスしたら脱獄するのを手伝ってやる、と言った。

**Landlord** A は B が借りているアパートの大屋である。B は何ヶ月分も家賃が遅れており、払える見込みもない。A は B に、「払い終るまでセックスしてくれ。そうしないと追い出すよ」と言った。

**Lower Grade** A 教授は学生 B に、「セックスさせてくれないと 2 段階成績を下げるよ。そうでなければ実力通りだ」と言った。

**Higher Grade** A 教授は学生 B に、「セックスしてくれたら 2 段階成績を上げるよ。そうでなければ実力通りだ」と言った。

**Hiring** A はあるレストランのオーナーである。このレストランはもらえるチップがとても多い。B はウェイトレス募集に応募した。A はセックスしてくれたら B を雇うと言った。

## 6 ワートハイマーの「道徳的基準線説」

1. Pure Force と Anesthesia が強制なのは自明。
2. Debt や Abandonment も強制。Tickle は微妙だがやはり強制だろう。ここらへんは直観で OK。
3. Plea Bargaining はおそらく強制ではない。なぜか？
4. ワートハイマーの「強制的提案」coercive offer。ある提案によって「A が B を強制している」と言えるのは、(1)A が B を、断わればなんらかの適切な基準線よりもよくない状態 worse off にしてしまう提案を行い、かつ、(2)B が A の提案を拒絶せずに受け入れることが合理的な場合。
5. 「適切な基準線」の選択肢。(1) 現状 status quo / (2) B が A に対して道徳的権利をもっている水準 (道徳的基準線)。ワートハイマーは道徳的基準線説をとる。
6. Debt や Abandonment は B を現状よりはよい状態にするが、道徳的基準線よりはよい状態にするわけではない。だから「強制している」と言える。しかし Plea Bargaining では B は道徳的基準線は 5 年の刑にあるので、A の提案は B をよりよい状態にするもの。だから強制しているとはいえない。
7. Indecent Proposal や Lecherous Millionaire は too good to refuse な提案。これが「強制的」だと言える

かが問題。

8. attractive offer と seductive offer。他の選択肢よりもはるかに有利なので選択しないのが不合理な提案が attractive offer。短期的な観点からはあまりに魅力的で B の判断や動機を歪めてしまうほど誘惑的なのが seductive offer。
9. Indecent Proposal や Lecherous Millionaire は seductive offer かもしれない。しかし強制とは言えないだろう。たしかに他の理にかなった選択肢がない場合は「受け入れるよう強いられる forced」な感覚はあるだろうが、断われればもとの道徳的基準線よりも状態が悪くなる提案ではない、というのがワートハイマーの考え。
10. たとえば、B が乳ガンを手術するか、手術しないで放置して死ぬかのどちらかの選択肢しかなく、放置して死ぬのはあまりにも不合理で手術を受けるしか理にかなった選択肢がないとしても、B が手術に同意するのは強制の結果ではない。選択肢が実質的に一つしかなくともその選択が自発的でないと言う必要はない。
11. Dating、Escape、Higher Grade、Landlord、なども seductive offer かもしれないが coercive ではない。後ろの三つが不正なのは提案が強制的だからではなく、職業上の義務に反している（たとえば正しく採点する）からか、社会的な利益に反するから。Hiring が不正なのはもしこれを社会的に許容すると潜在的 B の利益に反することになりそうだから。
12. Indecent Proposal や Lecherous Millionaire の提案を社会的に禁止することは潜在的な B の利益に反するだろう、つてのがワートハイマーの（当面の）結論。
13. もしこの道徳的基準線説が正しいラインにあるならば、売買春の契約（雇用契約であっても、単独取引であっても）が道徳的に許容できるかどうかは、売春者がどの程度の道徳的基準線をもっているかに依存しそう。たとえば生活保護のラインが道徳的基準線ということになるか？
14. 売買春の場では seductive offer が行なわれているか？ しかし 売春者 / 買春者 / 業者 のあいだで誰が誰を seduce しているのか？

## 7 同意と強制にだけに目を向けてもだめかも

1. West (2010) は、同意よりも全体的な welcomeness/unwelcomeness が問題だと主張。われわれは（性的欲求以外にも）さまざまな理由から性的関係に同意する。しかし、「同意の上のセックス」にも欲求あるいは求められているものと、そうでないものがある。
2. 「同意にもとづいたセックスも、それが自発的に求められておらず、歓迎されていない (unwelcome) 場合、しばしば同意した人の人格 (personhood)、自律、統合性、アイデンティティに危害をもたらすことがある」(West, 2010)。
3. 同意／強制という枠組より、「危害」や性の重要性についてのこうした分析の方が有益かもしれない。まあなんにしてもイヤイヤやる仕事はいかん。

## 8 「フェアな同意取引」

1. ワートハイマーはミラーとの共著の West (2010) では若干立場を変え、インフォームドコンセントの従来モデルを放棄しての「フェアな同意取引モデル」 fair transaction model を提唱。

2. 同意が有効かどうかという点よりも、同意をとりつける手続や文脈がフェアかどうかを検討した方が有益。
3. 同意・自己決定の価値。従来モデルではもっぱら自律の尊重に焦点があてられていたが、フェアな取引モデルでは道具的価値と内在的価値の両方を認める。(1) 道具的。人々のウェルビーイングに寄与する。(2) 内在的。自分が自律的だと自認し、また他から承認されることは自尊心を向上させる。
4. なにが「フェア」であるかは文脈に依存する。ゴルフとバスケットボールは違う。
 

**Department Meeting** 教授会で議長が、「異議がなければ C を昇進させることにします」と言った。B は居眠りしていて、何も言えなかった。A は B が C の昇進を認めたものとみなした。

**Art** A は長年美術史を学んできた。A は B がもっている絵画が 10 万ドルの価値があると評価した。A は B に 5 万ドルで買いとることを提案した。B は受け入れた。

**Lawn Brower** A が B に「芝吹き飛ばし機を貸して」とたのんだ。B は芝刈り機のことだと聞きちがえて OK と答えた。
5. 従来モデルでは **Department Meeting** も **Art** も **Lawn Brower** も B は有効な同意を与えていないことになるが、フェアな取引モデルが重視する文脈の上ではどちらも有効。
6. もっとも、このモデルで性的な関係を考えなおすとどうなるか。性的強制についてはあまり変化はないかもしれない。同意能力についてはいろいろ違いが出そう（特に酔っ払いセックス）。まだよくわからない。ごめんなさい。
7. 先の **Infatuated Patient** がなにか不正なところを含むように見えるのは、フェアな取引ではないからかもしれない。精神科医／患者という関係では、患者がわの判断が歪むことがあることを本人に知らせることが同意取引のフェアさに必要かもしれない。

## 参考文献

- Ericsson, Lars O. (1980) "Charges against Prostitution: An Attempt at a Philosophical Assessment," *Ethics*, Vol. 90, No. 3.
- Feinberg, Joel (1978) "Voluntary Euthanasia and the Inalienable Right to Life," *Philosophy & Public Affairs*, Vol. 7, No. 2.
- Kittay, Eva Feder (1997) "AH! My Foolish Heart: A Reply to Alan Soble's 'Antioch's 'Sexual Offense Policy: A Philosophical Exploration'" , *Journal of Social Philosophy*, Vol. 28, No. 2. Reprinted in Soble (2008).
- Miller, Franklin G. and Alan Wertheimer eds. (2010a) *The Ethics of Consent: Theory and Practice*, Oxford University Press.
- Miller, Franklin G. and Alan Wertheimer (2010b) "Preface to a Theory of Consent Transactions: Beyond Valid Consent," in Franklin G. Miller and Alan Wertheimer eds. *The Ethics of Consent*, Oxford University Press.
- Primoratz, Igor (1999) *Ethics and Sex*, Routledge.
- Soble, Alan (1997) "Antioch's 'Sexual Offense Policy': A Philosophical Exploration," *Journal of Social Philosophy*, Vol. 28, No. 1. Reprinted in Soble (2008).
- Soble, Alan ed. (2008) *The Philosophy of Sex: Contemporary Readings*, Rowman & Littlefield, 5th edition.
- Wertheimer, Alan (1996a) "Consent and Sexual Relations," *Legal Theory*, Vol. 2, No. 2.
- (1996b) *Exploitation*, Princeton University Press.
- (2003) *Consent to Sexual Relations*, Cambridge University Press.
- West, Robin (2010) "Sex, Law, and Consent," in Franklin G. Miller and Alan Wertheimer eds. *The Ethics of Consent*, Oxford University Press.
- 江口聡 (2006) 「性的モノ化と性の倫理学」, 『現代社会研究』, 第 9 号. 京都女子大学.
- (2007) 「ポルノグラフィに対する言語行為論アプローチ」, 『現代社会研究科論集』, 第 1 号. 京都女子大学.
- (2008) 「森岡正博「陰内射精暴力論の射程」へのコメント：問題は性的同意では？」, 京都生命倫理研究会, <http://melisande.cs.kyoto-wu.ac.jp/eguchi/papers/morioka200806.pdf>.

—— (2010) 「性・人格・自己決定」, 『現代社会研究』, 第 12 号. 京都女子大学, 近刊.  
若尾典子 (2004) 「性の自己決定権と性業者・買春者」, 『フェミニズム法学』, 明石書店.